

令和6年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和6年3月21日（木） 14時00分～15時40分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲
教育委員	植 木 智 穂

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五 島 裕 一
教育総務課長	佐々木 航
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	岡 野 俊 作
文化財課長（兼）世界遺産推進室長	中 村 隆 敏
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第5号 学校医の変更について

議案第6号 南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第7号 第2期南島原市教育振興基本計画の策定について

議案第8号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第9号 南島原市部活動の在り方検討委員会要綱の一部を改正する告示について

議案第10号 南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について

報告第2号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 南島原市部活動の在り方検討委員会報告について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和6年第3回定例会」を開会いたします。
はじめに、「日程 第5 議案審議」に、
「議案 第8号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」
「議案 第9号 南島原市部活動のあり方検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について」
「議案 第10号 南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について」
を追加したいと思います。よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、議案審議に「議案第8号」から「議案第10号」を追加いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、中村委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。
教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課室報告」を行います。
教育総務課から順に報告をさせます。

各課長及び室長

(別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはありませんか。

吉田委員

世界遺産推進室の報告の中で、名古屋市で開催された「にっぽん城まつり」の
出展で25万円程の売上げがあったとのことでしたが、何を販売されたのでしょうか。

世界遺産推進室長

原城の御城印2枚を入れたフォトフレームや原城絵図の木製プレートを販売
しております。

松本教育長

他にありませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

それでは、議案第5号「学校医の変更について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案 第5号「学校医の変更について」を御説明します。

提案理由といたしまして、

学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案するものでございます。

「令和6年度南島原市小学校・中学校学校医名簿」をご覧ください。

学校医の変更ですが、令和6年度の委嘱にあたっては、南高医師会の推薦を踏まえております。

変更案につきましては、

小林小学校の学校医を城野 健児先生（しろの医院）としております。

変更の理由については、前任の布井清児先生が、布井内科医院を閉院されたためです。

次に、有家小学校の学校医を小嶺 俊先生（小嶺整形外科）としております。

変更の理由については、前任の池田 重成先生が、池田循環器内科医院を閉院されたためです。

次に、南有馬小学校の学校医を本多 哲矢先生（本多南光堂医院）、

南有馬中学校の学校医を太田 大作先生（菜の花クリニック）としております。

変更の理由については、特段ご報告する内容はございません。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第5号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第6号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

それでは、議案第6号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を御説明します。

提案理由といたしまして、

南島原市文化財保護条例第17条第1項及び南島原市文化財保護審議会規則第3条の規定に基づき、南島原市文化財保護審議会委員を委嘱したいので提案

するものでございます。

任期は2年で委員は全員留任していただき、委員に変更はございません。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第6号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第7号「第2期南島原市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

それでは、議案第7号「第2期南島原市教育振興基本計画の策定について」を御説明します。

提案理由といたしましては、

教育振興法第17条第2項の規定に基づき、本市における基本的な計画を定めるため、教育委員会に意見を求めるものでございます。

本計画は令和5年7月に検討委員会を立ち上げ、これまで4回検討会を開催し、11月のパブリックコメント、1月の市総合教育会議を経て作成しております。

1ページをご覧ください。

中段の2計画の位置づけは、教育基本法第17条第2項に基づき、国の第4期教育振興基本計画を参酌して作成しており、第Ⅱ期南島原市総合計画（後期基本計画）のアクションプランとなるものでございます。

本計画の範囲は教育委員会が所管する施策の範囲となります。

次に3計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

次に、4計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条による自己点検・評価を活用し、PDCAサイクルによる管理を毎年行ってまいります。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

吉田委員

これまでも途中経過で見せていただいております、大変よくできていると思いますが、いくつかお尋ねです。

全ての小中学校に防犯カメラを設置するのは非常に良いことと思いますが、使い方としては、私が現役の頃は録画データが上書きされていくので何かあった時に見るという使い方でしたが、例えば1週間ごとに学校で点検を行うなど

以前と変わったところはありますか。

それから、アートビレッジ関係で市民が参加できるような新たな取組がありますか。

また、世界遺産関連で原城跡を見て世界遺産センターに行くような周遊ルートや海岸線から見せる工夫などができないかなと思いました。

教育総務課長

防犯カメラにつきましては、委員がおっしゃられますように一定期間録画したら上書きするようなものになりますので、何かあった時に確認するような使い方になります。

生涯学習課長

アートビレッジ・シラキノに関しましては、版画に特化しているところがありますが、現在はホームページやSNS等を中心に周知をしており、年々、利用者も増えている状況でございます。

令和6年度は彫刻に関して、佐賀大学の本市出身の徳安先生の作品展とワークショップを企画しております。また、芸術以外の部分でも野母崎の恐竜博物館と連携して恐竜展を企画して来場者の増加に繋がりたいと考えております。

世界遺産推進室長

原城跡はまだ発掘調査も全て終わっておりませんので、これから色々なことが解明されていけば、それらの案内板なども設置できると思います。建物なども復元できれば一番いいのですが、今のところは世界遺産センターで学んだ後に、現地に入るという流れになるかと思います。また、マリア観音とも連動して周遊できればと思っております。あと、海岸線でのルートでございますが、確かにだいぶ昔は海岸から回れたようですが、現在は法面の崩落防止工事などもしておりまして、現状では難しいようです。

教育次長

補足になりますが、防犯カメラは以前と使い方は変わっていません。やはり抑止力がメインになりますので、録画データを学校で随時確認するようなことは想定しておりません。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第7号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第8号「南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第8号「南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を御説明します。

提案理由といたしましては、

教諭等の職務の明確化及び中学校の部活動地域移行に関して、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次のページ、1ページをご覧ください。

本改正規則の内容について示しております。主なものについてご説明いたします。

第15条第2項中「指導教諭」の次に「、講師」を加えます。

これは、今までの管理規則の中に、講師の位置付けがなかったために加えたものです。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の2の次に次の条項を加えます。

(教諭等及び事務職員の標準的な職務内容)

第15条の3 教諭等(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。)の標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 事務職員の標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

この条項の追加は、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、教諭及び事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例が文部科学省から通知されたためです。

次に、第27条の次に次の1条を加えます。

(兼職及び兼業の許可)

第27条の2 校長及び職員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項の規定により、教育に関する他の職務に従事しようとするとき、又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定により、営利企業等に従事しようとするときは、兼職等承認・営利企業従事等許可申請書(別記様式)により、職員にあっては校長を経由して、教育委員会の承認又は許可を受けなければならない。

この条の追加は、部活動の地域移行に係り、教職員が地域クラブでの指導を可能とするためのものです。なお、別記様式は、2ページに示しております。

附則として、本規則は、令和6年4月1日施行としております。4ページ以降は、新旧対照表となっております。7ページ以降は、本規則の全文を示しております。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長
松尾委員

この件について、何か質疑などはございませんか。

これは申請したならば、だいたい認められるのでしょうか。地域移行に伴って制限が緩やかになったのでしょうか。以前は教職員が塾に従事することなどは難しかったのですが、地域移行に関連するものは認められて、それ以外のものは制限があるのでしょうか。

学校教育課長

以前と制限等は変わりません。教職員が営利企業等に従事しやすくするためのものではなく、あくまでも部活動の地域移行をスムーズに行うために設けた

ものです。市が認定したクラブに従事する教職員が報酬を得ることを想定しておりますので、何でも認められるものではございません。

教育次長

補足ですが、まず公務員は営利を目的とする企業の代表になってはいけません。それから、あらゆる報酬について、許可なく受け取ってはいけないこととなっております。これは以前から変わりありません。

ここに書いてある条件は、学校の先生が地域クラブに従事して報酬を得ることを目的としておりますが、これができることによって、基本的にはこれ以外でも報酬を得ることができるようになります。ただし、その許可が出るかどうかは、公務員の業務に支障があるかどうかを判断します。本来の業務に支障があるような場合は許可できません。また、自分の給与よりもものすごく収入が多くなるような場合なども許可できません。

学校の先生が地域クラブに従事して報酬を得る程度は問題ないことになります。それから、報酬と謝金の違いになりますが、報酬は人件費になりますので必ず許可が必要ですが、謝金につきましては、謝礼になりますので何かの講師などをして、旅費相当分の謝金を貰う分には問題ありません。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第8号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第9号「南島原市部活動の在り方検討委員会要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第9号「南島原市部活動の在り方検討委員会要綱の一部を改正する告示について」を御説明します。

提案理由といたしましては、

検討委員会の委員の任期を延長するため、所要の改正を行うものであります。

次のページ、1ページをご覧ください。

第5条第1項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めます。

これは、中学校部活動の地域移行を推進するために、委員の任期を1年延長し、令和6年度も今後の南島原市における中学校の部活動の在り方について、更なる検討、協議をしていくためです。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第9号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第 9 号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、議案第 10 号「南島原市立小・中学校に勤務する職員の自家用車による公務旅行に関する取扱規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 第 3 条第 1 号中「親族」の次に「(以下「当該職員等」という。)を加え、「自動車であること」を「もの又は自動車の販売会社その他の者が所有権を留保している場合における使用权（道路運送車両法第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証に記載されている使用者が当該職員等であるものをいう。）を有するもので、職員が通常使用するものであること」に改めます。

サブスクリプションとは、月額や年額といった定額料金を支払うことで、一定期間、商品やサービスを購入することなく、利用できる仕組みのことです。この仕組みを車にも適用し、車を所有することなく、ある一定期間、契約した車を自由に使用できる仕組みです。近年、車を購入することなく、サブスクリプションを利用する職員が出てきたため、その状況に応じて改正するものです。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第 10 号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第 10 号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長 次に、報告第 2 号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 報告第 2 号「南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、近年、連帯保証人について、家族以外で 60 歳以下の本市に住所を有する方が見つからないことの相談が増えてきていることから、連帯保証人の要件を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 5 条 1 項中に、「ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、市外居住者とすることができる。」を追加し、

同条 2 項の「家族」を「保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）」に改めるものでございます。

併せて、様式第 1 号、様式第 5 号から第 8 号まで、及び様式第 10 号の住所及び現住所の「南島原市」の語句を削除するものでございます。

以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

松本教育長 よろしく御審議くださいますようお願いいたします。
この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。
「報告第2号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するもので
ございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松本教育長 続きまして、日程第6「その他」に移ります。
松本教育長 第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。
この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたい
と思いますが、よろしいでしょうか。
 <異議なしの声>
松本教育長 この案件は、非公開といたします。
 <非公開の説明>
松本教育長 只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」
の対象者として認定したものでございます。
 以上の報告をもって了承をお願いします。
松本教育長 次に、第2号「南島原市部活動の在り方検討委員会報告について」を議題とし
ます。
 内容について、担当課長から説明させます。
学校教育課長 （令和5年度部活動の在り方検討委員会の報告について説明）
松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか
中村委員 土日の部活動には県からお金が出ていると思いますが、今後はどうなります
か。
学校教育課長 拠点校部活動については、あくまでも部活動となりますので予算的なものは
従来通りとなります。部活動ではなく完全にクラブ化したものは、先生達が指導
に出た場合は報酬として出すようになります。
松尾委員 部活動とクラブチームの2種類ありますが、中総体の関係はどうなりますか。
学校教育課長 中総体に出るかどうかは、そのチームがどういう選択をするかで変わってき
ます。中総体とクラブの正式な大会、両方に出場するのは無理になります。
松本教育長 他にございませんか
 特にないようですので、以上で第2号「南島原市部活動の在り方検討委員会報
告について」を終わります。
松本教育長 次に、第3号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。
 回りの定例会は、4月26日、金曜日、午後2時から開催する予定としており
ますので、よろしくお願いします。
松本教育長 最後に、第4号の「その他」でございしますが、皆様方から、何かございませ
んでしょうか。

教育総務班長
学校教育課長
松本教育長

(適正規模・適正配置アンケートの結果について)
(小中学入学式・教職員辞令交付式について)
他にございませんか
特にないようですので、以上で第４号の「その他」を終わります。

日程 第７ 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 １５時４０分

会議録署名人

教育委員

記録職員